

## 岩手県森林審議会について

### 1 設置の根拠

- (1) 森林審議会は、森林法又は他の法令の規定に基づく事項の処理及び森林法の施行に関する重要事項について審議するため、森林法第68条の規定に基づき、昭和26年10月26日に設置
- (2) 審議会に、森林法施行令第7条により、林地保全部会（昭和50年1月）、松くい虫対策部会（昭和62年2月）を設置

### 2 役割

森林法の規定により、下記の事項について、審議・答申する。

- (1) 森林審議会
  - ア 地域森林計画の樹立又は変更（事務局：森林整備課）
  - イ その他本県林政上重要な事項（事務局：林業振興課）
- (2) 林地保全部会（事務局：森林保全課）
  - ア 民有林の開発行為の許可（森林面積10ヘクタール以上のもの、その他知事が特に必要と認めるもの等）
  - イ 保安林の転用に係る解除（転用面積1ヘクタール以上のもの、1ヘクタール未満のうち知事が特に定めたもの）  
ただし、国又は地方公共団体が行うものは除く。
- (3) 松くい虫対策部会（事務局：森林整備課）
  - ア 森林病虫害対策に関する県防除実施基準の策定又は変更
  - イ 高度公益的機能森林及び被害拡大防止森林の区域の指定、樹種転換促進指針等の策定又は変更

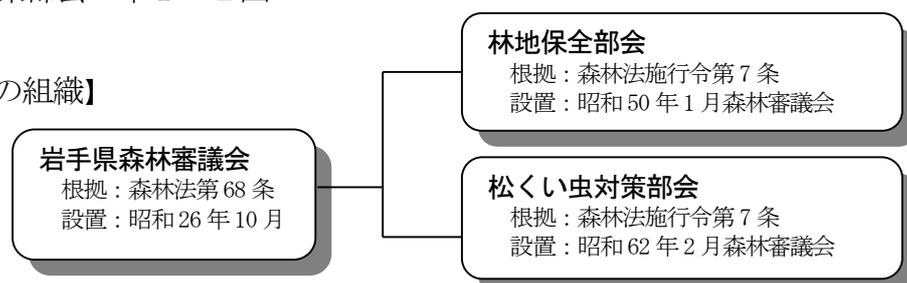
### 3 構成員及び任期

- (1) 構成員 学識経験者15人以内をもって構成
- (2) 委員任期 2年（令和8年2月1日～令和10年1月31日）

### 4 会議の開催

- (1) 審議会
  - ア 地域森林計画の樹立又は変更に関する審議 年1～2回
  - イ その他、本県林政推進上の重要事項に関する審議
- (2) 部会
  - ア 林地保全部会 年1～2回
  - イ 松くい虫対策部会 年1～2回

#### 【岩手県森林審議会の組織】



## 森林審議会設置の根拠法令

## 【森林法】

(設置及び所掌事務)

**第 68 条** 都道府県に都道府県森林審議会を置く。

2 都道府県森林審議会は、この法律又は他の法令の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、この法律の施行に関する重要事項について都道府県知事の諮問に応じて答申する。

3 都道府県森林審議会は、前項に規定する事項について、関係行政庁に建議することができる。

**第 69 条** 削除

(組織)

**第 70 条** 都道府県森林審議会は、委員をもつて組織する。

2 委員は、第 68 条第 2 項に規定する事項に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。

3 委員の任期は、2 年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員は、非常勤とする。

(会長)

**第 71 条** 都道府県森林審議会の会長は、前条第 1 項の委員が互選した者をもつて充てる。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、第 1 項の委員が互選した者がその職務を代行する。

**第 72 条** 削除

(政令への委任)

**第 73 条** この法律に定めるもののほか、都道府県森林審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

## 【森林法施行令】

(都道府県森林審議会の部会)

**第 7 条** 都道府県知事は、必要があると認めるときは、都道府県森林審議会に部会を置き、その所掌事務を分掌させることができる。

2 部会に部会長を置き、会長が指名する委員をもつて充てる。

3 委員の所属部会は、会長が定める。

4 都道府県森林審議会が特に定めた事項については、部会の決議をもつて総会の決議とすることができる。

## 岩手県森林審議会運営規程

昭和26年10月26日 制 定  
昭和50年1月22日 一部改正  
平成2年2月8日 一部改正  
平成10年12月24日 一部改正  
平成13年5月10日 一部改正  
平成17年3月30日 一部改正  
平成26年2月20日 一部改正

## (趣旨)

第1条 この規程は、森林法（昭和26年法律第249号）及び森林法施行令（昭和26年政令第276号）に定めるもののほか、岩手県森林審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (組織)

第2条 審議会は、委員15人以内をもって組織する。

## (会議)

第3条 審議会は、知事が招集する。

2 知事は、審議会を招集するときは、予め審議すべき事項を委員に通知しなければならない。

第4条 会長は、審議会の議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決する。

第5条 審議会の議事については、議事録を作成しなければならない。

## (部会)

第6条 審議会に部会を置いたときの部会の運営は、その部会に属する委員の合議による。

2 森林法施行令第7条第4項に基づく特に定めた事項については、会長が決裁したものをもって答申しなければならない。

第7条 部会は、調査、審議の結果を審議会に報告しなければならない。

## (事務の処理)

第8条 審議会の事務は、岩手県農林水産部林業振興課において処理する。

## 附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。